

日影の規制時間について（1/4）

関係条文等 法第56条の2、市条例第35条

実施年月日 H24.1（改正）R7.4（改正）

(い)		(ろ)	(は)	(に)		
地域				敷地境界線から水平距離が5mを超え10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線から水平距離が10mを超える範囲における日影時間	
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条1項第1号の規定に用定められた用途地域	都市計画法第8条3項第2号イの規定により建築物の容積率に関する都市計画が定められた土地の区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ			
第一種低層住居専用地域 又は 第二種低層住居専用地域	6/10の地域 8/10の地域 (戸建住環境形成地区に限る)	軒の高さ7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	(一)	3時間	2時間
	8/10の地域 (戸建住環境形成地区を除く)			(二)	4時間	2.5時間
第一種中高層住居専用地域 又は 第二種中高層住居専用地域	10/10の地域	高さ10mを超える建築物	4m	(一)	3時間	2時間
	15/10の地域 20/10の地域			(二)	4時間	2.5時間
第一種住居地域 第二種住居地域 又は 準住居地域	20/10の地域であって第1種及び第2種15m高度地区	高さ10mを超える建築物	4m	(一)	4時間	2.5時間
	20/10の地域(第1種及び第2種15m高度地区を除く) 30/10の地域			(二)	5時間	3時間
近隣商業地域 又は 準工業地域(※)	20/10の地域であって第1種第2種15m、第1種第2種20m高度地区	高さ10mを超える建築物	4m	(二)	5時間	3時間

※令和7年4月現在、準工業地域で高度地区の指定のある地域はありません。

備考